

松山市福祉有償運送手引き

松山市地域公共交通会議
福祉有償運送運営協議会

松山市福祉有償運送手引き 目次

| 項目 | P |
|----------------------|----|
| 方針関係 | 1 |
| 福祉有償運送の本市での必要性等について | |
| 登録後の運行管理関係 | 3 |
| 福祉有償運送の実施に当たっての報告義務等 | |
| 申請内容の変更について | 5 |
| 参考：運行管理フロー図 | 8 |
| 参考様式 | 13 |

松山市福祉有償運送運営協議会 「福祉有償運送」手引き

本手引きに記載のある事項以外に関しては、国土交通省自動車交通旅客課発行の「福祉有償運送ガイドブック」(以下、「ガイドブック」という)に従って下さい。

福祉有償運送の本市での必要性等について

道路運送法第78条第2号の規定による福祉有償運送の実施に当たって、本市における、その必要性の基本的判断等は、下記のとおりです。

1. 必要性の判断

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては、移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合に、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるものでないとされており、その場合とは以下のものが考えられます。

タクシー事業者等による福祉輸送サービスが提供されていないか、直ちに提供される可能性が低い場合

タクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合

上記について、判断する際の具体的な基準としては、以下の2点を比較することとなります。

A ; 移動制約者(重度・軽度)の1日あたりの移動需要

B ; タクシー(福祉車両・セダン型車両)の1日あたりの輸送能力

その結果、本市における、福祉有償運送の基本的な必要性については、以下のとおりとなります。

福祉車両を使用した福祉有償運送

福祉有償運送(福祉車両)については、移動需要 > 輸送能力であるため、本市において実施する必要性が認められる。

対象となる移動制約者 ; 重度の制約者(身障手帳1~2級・要介護5~3・療育手帳A級)

セダン型車両を使用した福祉有償運送

福祉有償運送（セダン型車両）については、輸送能力>移動需要であるため、本市において実施する必要性は低い。

対象となる移動制約者；軽度の制約者
（身障手帳3～6級・要介護2～要支援1・療育手帳B・精神保健福祉手帳1～3級）

上記の必要性の基本的判断をふまえ、本市においては、原則として福祉車両を使用した福祉有償運送についてのみ、その必要性を認めることとしますので、ご了承ください。

2．運送主体について

本市において、福祉有償運送を実施する者（以下「運送主体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとしますので、ご了承ください。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第48条に規定する者（以下「法人等」という。）
- （2）法人等としての事業実績が1年以上あること。

福祉有償運送の実施に当たっての報告義務等

福祉有償運送の実施に当たっては、ガイドブック記載事項以外に、次の事項が協議会での合意に際しての条件となっておりますので、書類の整備、提出等について、遺漏のないようご注意ください。

1. 自動車登録簿の作成・管理

福祉有償運送の運送主体たるNPO等非営利法人においては、使用する自動車の形式、自動車登録番号及び初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理しなければなりません。

* 参考様式

| | |
|--------|----------|
| 自動車登録簿 | (松)様式第2号 |
|--------|----------|

2. 運行状況の報告

福祉有償運送の適正実施を図るために、運転者の変更、運行管理体制等の変更、事故及び苦情対応等の状況について、定期的に協議会において確認することが必要です。

については、運送主体は、四半期毎(4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月)に、事故の発生及び苦情の対応状況のほか、運行状況、最新の会員名簿、運転者等について協議会事務局である「松山市」(以下、「事務局」という)へ報告しなければなりません。(各四半期の翌月20日まで。)

なお、報告された事項については、直近に開催される協議会において報告されますのでご了承ください。

* 提出様式

| | |
|----------------|----------|
| 福祉有償運送運行状況 | (松)様式第1号 |
| 旅客の名簿 | 参考様式第イ号 |
| 身体状況等、態様ごとの会員数 | 参考様式第ロ号 |
| 安全な運転のための確認表 | 参考様式第八号 |
| 乗務記録 | 参考様式第二号 |
| 運転者台帳 | 参考様式第ホ号 |
| 事故の記録 | 参考様式第ト号 |
| 苦情処理簿 | 参考様式第チ号 |

| | |
|-------------------|----------|
| 運送の対価（以外の対価も含む） | 内容が分かる書類 |
| 損害賠償措置 | |
| 運行管理・整備管理・苦情処理体制等 | |

また、運送主体は、旅客自動車事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）第 2 条の 2 第 1 項に定める輸送実績報告書を愛媛運輸支局長に提出する際には、その写しを事務局へ提出することが必要です。

3 . 事故・苦情に関する報告

運送主体は、事故等が発生した場合には、運送主体において適切に処理した後、速やかに事務局に報告をしなければなりません。

また、愛媛運輸支局長に報告が求められている事項について、運送主体が愛媛運輸支局長に「自動車事故報告書」を提出する際には、その写しを事務局へ提出することが必要です。

また、運送主体は、利用者等からの苦情に対しては適切に対応し、内容を記録・保管し、事務局からの求めがあった場合には速やかに報告しなければなりません。

* 提出様式

| | |
|----------|---------------|
| 乗務記録 | 参考様式第二号 |
| 事故の記録 | 参考様式第ト号 |
| 自動車事故報告書 | 別記様式（第 3 条関係） |
| 苦情処理簿 | 参考様式第チ号 |

参考；愛媛運輸支局長に報告が求められている事項（30 日以内に報告）

「自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触したもの」

「死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる傷害を受けた者）を生じたもの」

「自動車に積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの」

操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 4 号に掲げる傷害が生じたもの

自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの

自動車事故の発生の防止を図るため国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

かつ または、 の場合には 24 時間以内の速報が義務付けられている

（福祉有償運送ガイドブック P15～P16 より抜粋）

申請内容の変更について

道路運送法第78条第2号による登録後、申請内容について変更が生じた場合は、愛媛運輸支局長のほか、事務局への届出が必要となります。

変更内容により、届出の提出先、提出時期が異なりますので、遺漏のないようご注意ください。

1. 変更登録申請書を提出すべき場合

【道路運送法及び同法施行規則にて運営協議会での事前合意を要請される事項】

道路運送法の許可を得た後、

- (1) 自家用有償旅客運送の種別（増加する場合に限る）
- (2) 運送の区域（増加する場合に限る）

に変更が生じた場合は、遅滞なく事務局へ変更登録の申請書を提出してください。

協議会で合意が得られた場合には、

申請時の添付書類のうち登録事項の変更に伴い内容が変更される書類

運営協議会において協議が調っていることを証する書類

登録証

を添付したうえで愛媛運輸支局長へ申請を行います。

* 提出様式

| | |
|---|----------|
| 自家用有償運送の変更登録の申請 | 様式1 - 3号 |
| 申請時の添付書類のうち登録事項の変更に伴い内容が変更される書類 | - |
| 運営協議会において協議が調っていることを証する書類 (愛媛運輸支局長への申請時) | 様式第3号 |
| 登録証 | 様式第7号 |

【道路運送法及び同法施行規則にて運営協議会での事前合意を要請されていないものの、本市において、事前に協議会にて合意すべき事項】

本制度は、タクシー等の公共交通機関によっては、十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に限定的に認められる制度であること、旅客の安全について万全の注意を払う必要があること等に鑑み、本協議会においては、下記の事項についても上記と同様に、事前に協議会にて協議を行い、合意を得ることと

しますので、遺漏のないようご注意ください。

- (1) 事務所ごとに配置する自家用有償運送自動車の数及びその種類ごとの数
(増加する場合に限る。)
- (2) 運送しようとする旅客の範囲 (増加する場合に限る。)
- (3) 運送の対価
- (4) 運送の対価以外の対価

*** 提出様式**

| | |
|---|--------------------|
| 協議依頼書 | (松) 様式第 3 号 |
| 登録事項変更届出書 | 様式第 1 - 4 号 |
| 登録の申請時に添付した書類のうち、登録事項の変更に伴い内容が変更されたもの | - |
| 事務所ごとの配置車両数が 5 両以上となった場合は、運行管理の体制を記載した書類及び運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類 | 様式第 5 号 様式第 6 号 |

2 . 軽微な事項の変更について

下記の事項を変更する時は、事前に事務局に対して協議をお願いします。また、変更した後、30日以内に愛媛運輸支局長に変更の届出を行うこととしてください。

- (1) 名称、住所並びに代表者の氏名
- (2) 自家用有償旅客運送の種別 (減少する場合に限る)
- (3) 運送の区域 (減少する場合に限る)
- (4) 事務所の名称及び位置
- (5) 事務所ごとに配置する自家用有償運送自動車の数及びその種類ごとの数
(減少する場合に限る)
- (6) 運送しようとする旅客の範囲 (減少する場合に限る)

*** 提出様式**

| | |
|---------------------------------------|-------------|
| 登録事項変更届出書 | 様式第 1 - 4 号 |
| 登録の申請時に添付した書類のうち、登録事項の変更に伴い内容が変更されたもの | - |

| | |
|------|---------|
| れたもの | |
| 登録証 | 参考様式第イ号 |

また、上記に加え、下記の事項についても、事務局まで事前の協議をお願いします。
(愛媛運輸支局長への届出は不要)

(1) 運転者の変更

(2) 損害賠償措置・運行管理体制・整備管理体制・苦情処理体制

*** 提出様式**

| | |
|---------------------------------------|----------|
| 登録事項変更報告書 | (松)様式第4号 |
| 登録の申請時に添付した書類のうち、登録事項の変更に伴い内容が変更されたもの | - |
| 登録証 | 参考様式第イ号 |

参考；更新登録について（福祉有償運送ガイドブック P15～P16 参照のこと）

運送者は、登録の有効期間満了後、引き続き福祉有償運送を行おうとする場合には、運輸支局長等の行う有効期間の更新登録を受けなければなりません。また、この場合にも、運営協議会で福祉有償運送の必要性等について合意される必要があります。

(1) 更新登録の有効期間

更新登録の有効期間は、有効期間の満了日の翌日から2年となります。ただし、次のいずれにも該当するときは、3年となります。

- 福祉有償運送の業務について、是正のための命令を受けていないこと
- 福祉有償運送自動車发生重大事故等を引き起こしていないこと
- 業務の全部又は一部の停止命令を受けていないこと

(2) 更新登録の申請

更新登録の申請

更新登録の申請は、申請書（様式第1 - 2号）に添付書類を添えて、登録の申請と同様に、運輸支局等に行います。

この場合、有効期間の満了する日の2か月前から申請の受付が行われます。

添付書類

更新登録の申請書の添付書類は、登録の申請の際の添付書類（ガイドブック6頁参照）及び登録証となります。

(3) 更新登録の実施

更新登録は、新規登録の場合に準じて審査が行われ、登録の拒否に該当する場
合を除き、更新登録が行われます。

参考；運行管理フロー図

事故対応・日々の苦情等への対応フロー

1 国への報告が義務付けられている事項

愛媛運輸支局が報告を求めている事項に関すること

「自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触したもの」
「死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者）を生じたもの」

「自動車で積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの」
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの

自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの

自動車事故の発生の防止を図るため国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

かつ または、 の場合には 24 時間以内の速報が義務付けられている



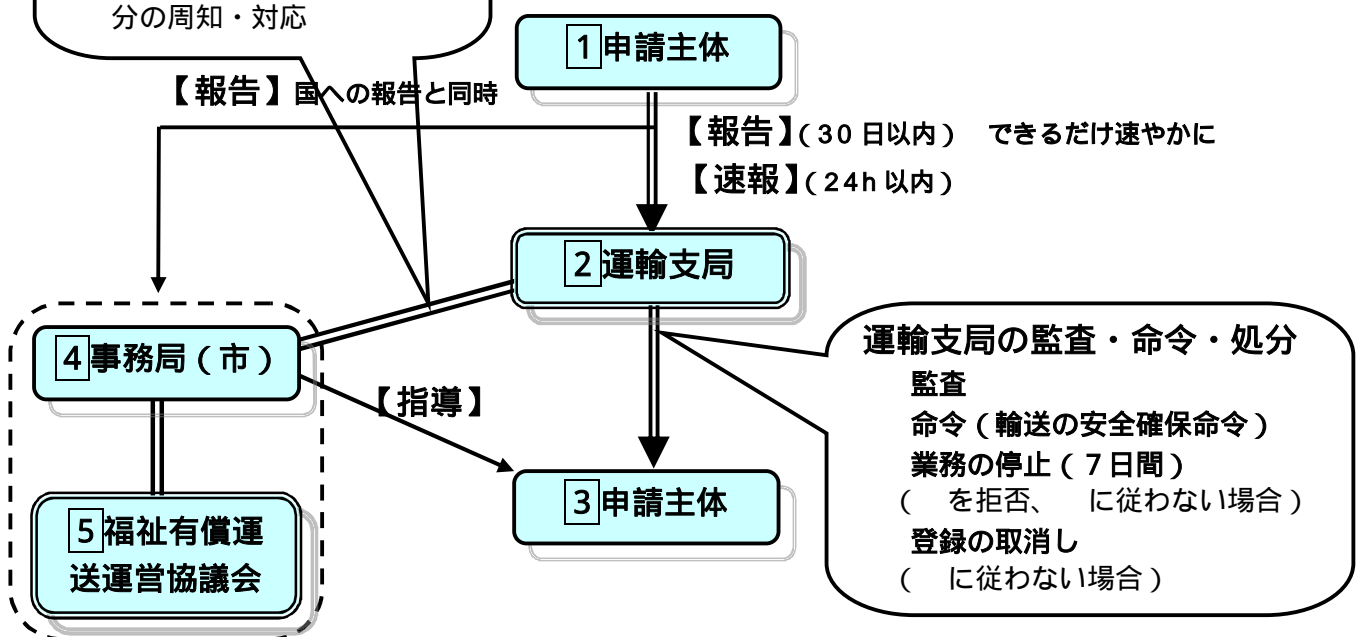
愛媛運輸支局が直接対応

事務局は不利益処分の周知等の補佐的な役割

市の役割

愛媛運輸支局と対応の協議
協議会にて対応の協議
・ に基づく指導
運輸支局長による不利益処分の周知・対応

【対応の流れ】



2 運営協議会で認められた事項に反する事項が発見された場合

運営協議会で認められた事項に違反する事項が発見された場合

協議会にて認められていない旅客を運送していた場合
 " 車両にて運行していた場合

損害賠償措置を勝手に変更していた場合 等

その他、事務局が運営協議会での協議が必要と判断した場合

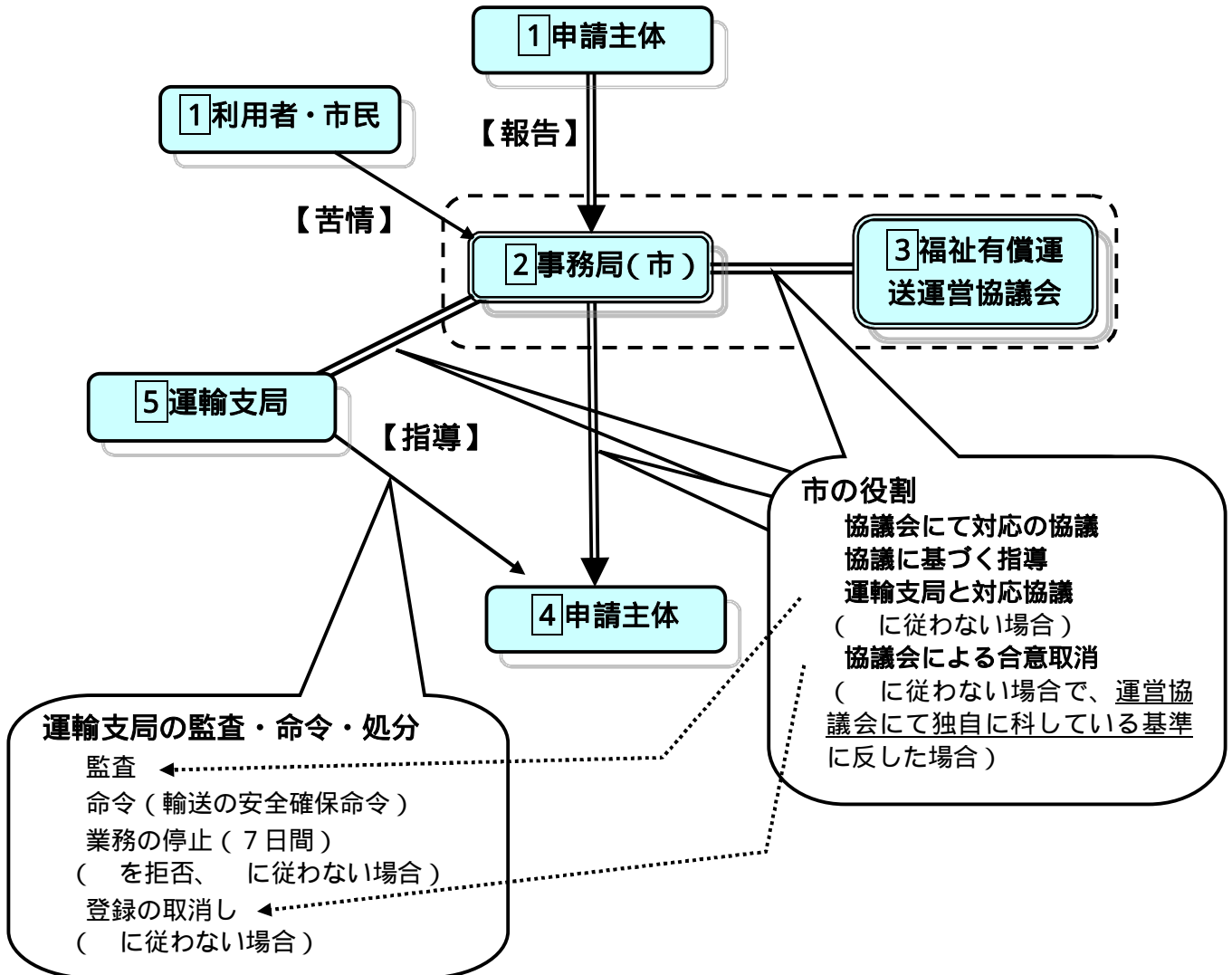
事故・苦情又は法令違反が多いと認められる場合

に掲げる以外の人身事故・重大な物損事故等で、協議会にて協議が必要な場合 等



事務局が運営協議会にて対応を協議したうえで、指導
 指導に従わない場合、運輸支局による監査・命令・処分を実施

【対応の流れ】

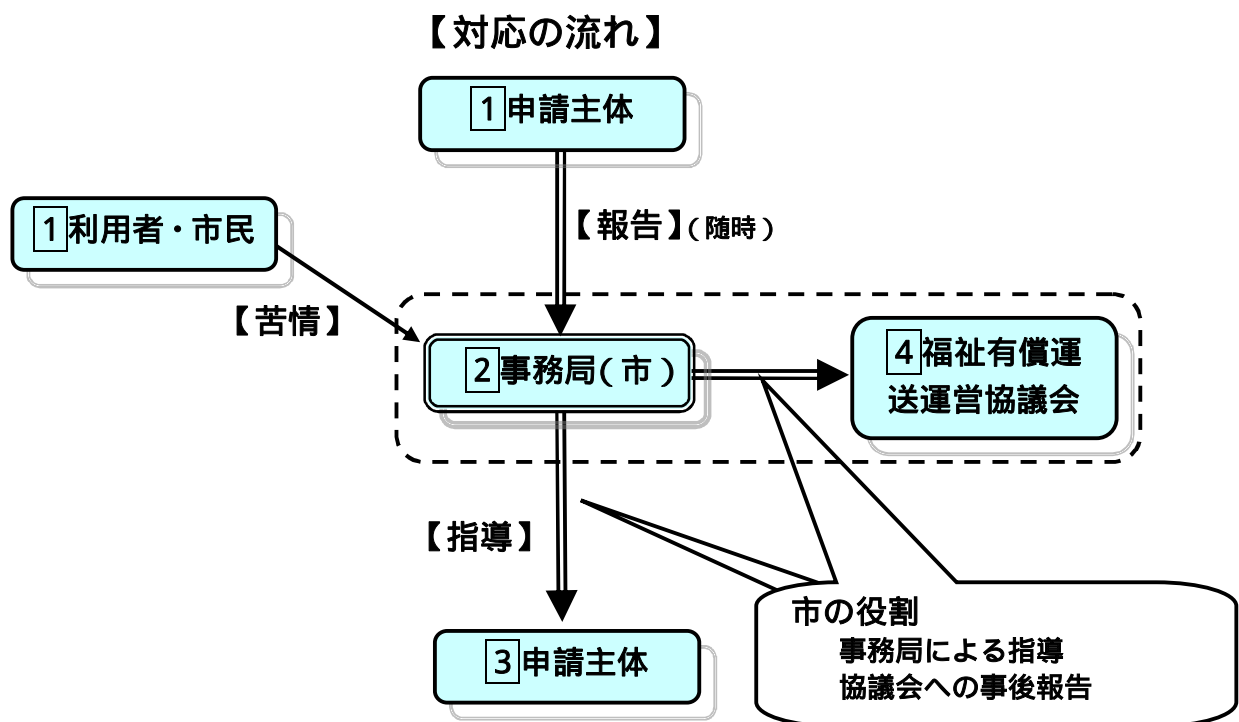


3 日々の運行管理（苦情対応等）

- ・ 以外の日々の運行管理に関すること
- 四半期毎の運行報告のチェック
- 日々の苦情対応への対応
- ・ に掲げる以外の事故への対応 等



事務局が対応したうえで、事後にて協議会に報告



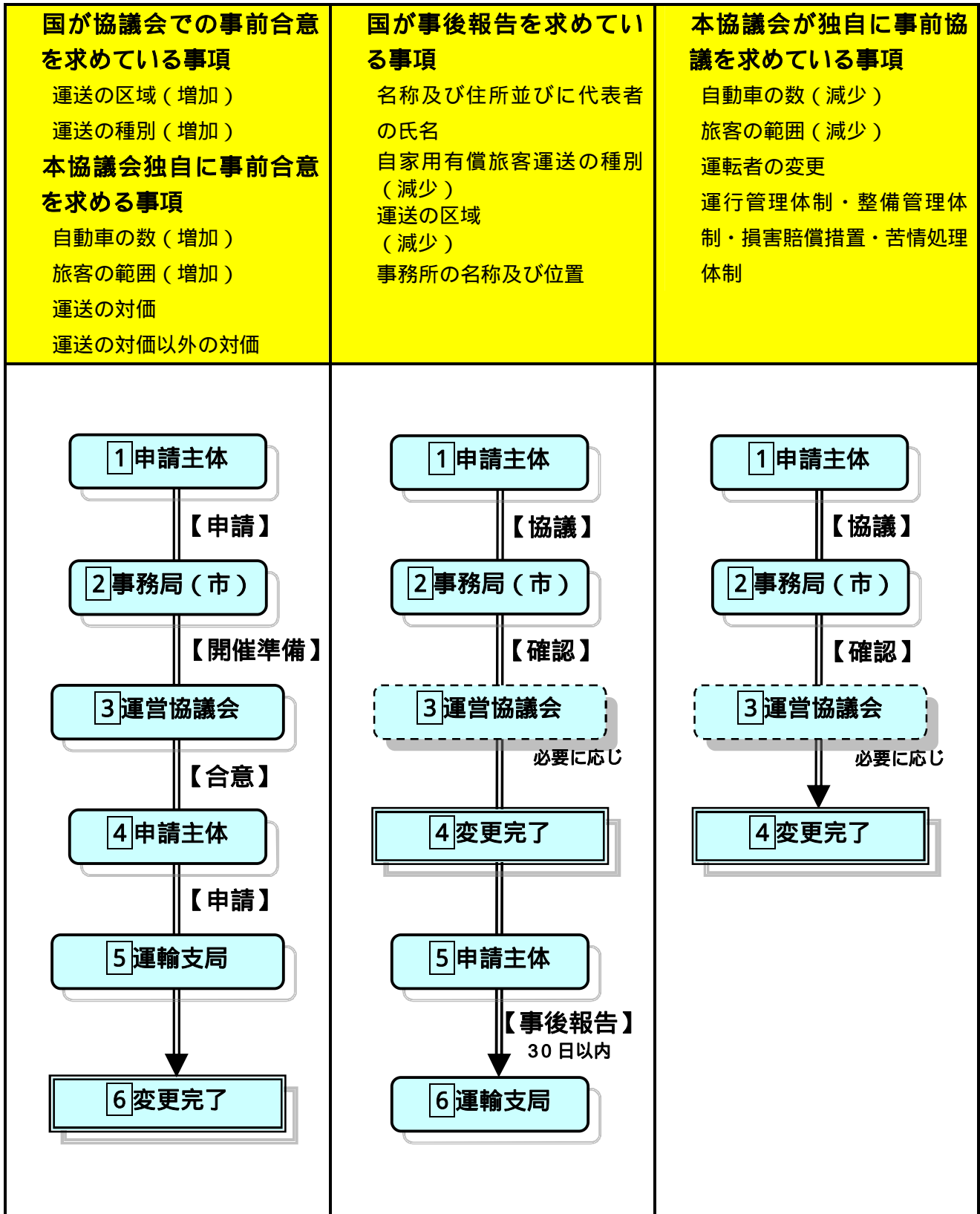
申請内容の変更についての対応フロー

1 申請項目一覧

| No | 項目 | 法 令 | | 本運営協議会 | |
|----|--|-------|------|-----------|------|
| | | 事前の合意 | 事後届出 | 事前の合意(協議) | 事後届出 |
| 1 | 運送の区域 (増加する場合に限る) | | | | |
| 2 | 運送の種別 (増加する場合に限る) | | | | |
| 3 | 名称及び住所並びに代表者の氏名 | | | | |
| 4 | 自家用有償旅客運送の種別 (減少する場合に限る) | | | | |
| 5 | 運送の区域 (減少する場合に限る) | | | | |
| 6 | 事務所の名称及び位置 | | | | |
| 7 | 事務所ごとに配置する自家用有償運送自動車の数及びその種類ごとの数 (事前の合意まで要するのは、増加する場合に限る) | | | | |
| 8 | 運送しようとする旅客の範囲 (事前の合意まで要するのは、増加する場合に限る) | | | | |
| 9 | 運送の対価 | - | - | | |
| 10 | 運送の対価以外の対価 | - | - | | |
| 11 | 運転者の変更 | - | - | | |
| 12 | 損害賠償措置・運行管理体制・整備管理体制・苦情処理体制 | - | - | | |

事前の合意；運営協議会にて事前の合意が必要
事前の協議；事務局に事前の協議が必要

2 各項目についての申請対応フロー



参 考 様 式

平成 年 月 日

松山市長 様
(松山市福祉有償運送運営協議会)

住 所

名 称

印

代表者

福祉有償運送運営状況等報告について

本法人が実施している福祉有償運送の運営状況（平成 年 月 日 ~
平成 年 月 日）について、下記及び別添のとおり報告します。

記

報告内容（別添のとおり）

- 1 福祉有償運送運行状況（松）様式第1号
- 2 最新の利用会員名簿（参考様式第イ号、第ロ号）
- 3 安全な運転のための確認表（参考様式第八号）
- 4 運行記録（参考様式第二号）
- 5 運転者台帳（参考様式第ホ号）
- 6 事故の記録及び苦情処理の状況（参考様式第ト号、第チ号）
- 7 その他（運送の対価、運送の対価以外の対価、損害賠償措置、運行管理
整備管理・苦情処理体制等に関する書類）

【連絡先】

担当者：

電 話：

福祉有償運送運行状況(平成 年・第 四半期)
 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

法人名 _____

1. 登録内容

| 項 目 | | 月末現在 | 項 目 | | 月末現在 |
|------|------|------|---------|------|------|
| 車両数 | 福祉車両 | | 会員登録者事由 | 要支援 | |
| | 一般車両 | | | 要介護 | |
| | 計 | | | 身障手帳 | |
| 運転者 | 1種免許 | | | 療育手帳 | |
| | 2種免許 | | | 精神手帳 | |
| | 計 | | | 特定疾患 | |
| 運送区域 | | | | その他 | |
| | | | | 計 | |

会員登録者事由は、主たる事由で計上してください

2. 運行内容

| 月別件数(四半期) | | 月 | 月 | 月 | 計 | 摘 要 |
|--------------|----------|----|---|---|----------------|-----|
| 利用者 | 要支援 | 人 | | | | |
| | 要介護 | 人 | | | | |
| | 身障手帳 | 人 | | | | |
| | 療育手帳 | 人 | | | | |
| | 精神手帳 | 人 | | | | |
| | 特定疾病 | 人 | | | | |
| | その他 | 人 | | | | |
| | 計 | 人 | | | | |
| 利用目的 | 通院 | 件 | | | | |
| | 通所 | 件 | | | | |
| | 通学 | 件 | | | | |
| | 買物 | 件 | | | | |
| | レジャー | 件 | | | | |
| | その他 | 件 | | | | |
| | 計 | 件 | | | | |
| 運行実績 | 走行距離 | km | | | | |
| | 運行回数 | 回 | | | | |
| | 運送収入(千円) | 円 | | | | |
| 研修会開催・参加 | 人 | | | | | |
| 事故報告 | 件 | | | | 有の場合、事故報告書を添付 | |
| 苦情処理 | 件 | | | | 有の場合、苦情等対応票を添付 | |
| その他(運営上の課題点) | | | | | | |

自 動 車 登 録 簿

1 使用車両一覧

| 自動車登録番号 | 車名 | 型式 | 年式 | 定員 | 種類 | 所有者 | 運転者 | 備考 |
|---------|----|----|----|----|----|-----|-----|----|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

自動車の種類欄は次の記載例によること

(記載例) 普通乗用自動車、普通乗用自動車(回転シート等)、特種自動車(リフト付き等)
軽乗用自動車、軽乗用自動車(回転シート等)、軽特種自動車(リフト付き等)

2 使用車両の詳細

No. 1 (福祉車両)

| | |
|---------|--|
| 車両の名称 | |
| 自動車登録番号 | |
| 登録年月日 | |
| 種別 | |
| 用途 | |
| 車体の形状 | |
| 寸法 | |
| 乗車定員 | |
| 設備 | |
| 所有者 | |
| 損害賠償保険 | |
| その他 | |

No. 2 (セダン型車両)

| | |
|---------|--|
| 車両の名称 | |
| 自動車登録番号 | |
| 登録年月日 | |
| 種別 | |
| 用途 | |
| 車体の形状 | |
| 寸法 | |
| 乗車定員 | |
| 設備 | |
| 所有者 | |
| 損害賠償保険 | |
| その他 | |

平成 年 月 日

松山市長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

福祉有償運送に係る運営協議会への協議依頼について

平成 年 月 日付で四国運輸局愛媛運輸支局長より許可を受けた自家用自動車による福祉有償運送について、下記の事項に関する変更を行いたいので、松山市が主宰する福祉有償運送運営協議会にて、その必要性等をご協議いただきますようお願いいたします。

記

- 1. 名称、住所、代表者の氏名
- 2. 登録番号
- 3. 変更事項（下記のうち、実際に変更する事項にのみ記載すること）

(1) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
(増加する場合に限る)

| 事務所の名称 | | 所有区分 | 寝台車 (軽) | 車いす車 (軽) | 兼用車 (軽) | 回転シート車 (軽) | セダン等 (軽) | 合計 (軽) |
|--------|--|------|------------|-------------|------------|---------------|-------------|-----------|
| 新 | | 所有 | () | () | () | () | () | () |
| | | 持込 | () | () | () | () | () | () |
| | | 合計 | () | () | () | () | () | () |
| 旧 | | 所有 | () | () | () | () | () | () |
| | | 持込 | () | () | () | () | () | () |
| | | 合計 | () | () | () | () | () | () |

軽自動車については、()内に内数で記載すること

(2)運送しようとする旅客の範囲（増加する場合に限る）

| | | 新 | 旧 |
|--------|--------|---|---|
| 福 社 | 身体障害者 | | |
| | 要介護認定者 | | |
| | 要支援認定者 | | |
| | その他 | | |

行うものに を付すと共に、参考様式口号添付。

(3)運送の対価

| | | 新 | 旧 |
|-------|--|---|---|
| 距 離 制 | | | |
| 時 間 制 | | | |
| 定 額 制 | | | |

採用方式に を付すものとし、料金については別紙添付のこと

(4)運送の対価以外の対価

| | | 新 | 旧 |
|---------------|--|---|---|
| 迎車回送料金 | | | |
| 待機料金 | | | |
| その他 (介助料等) | | | |

徴収するものに を付すものとし、料金については別紙添付のこと

4. 変更予定期日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

松山市長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

福祉有償運送に係る運営協議会への登録事項変更について

平成 年 月 日付で四国運輸局愛媛運輸支局長より許可を受けた自家用自動車による福祉有償運送について、下記の事項に関する変更を行いたいので、確認をお願い致します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
2. 登録番号
3. 変更事項（下記のうち、実際に変更した事項にのみ 印を付すこと）

| | |
|---|--|
| 名称、住所、代表者の氏名 | |
| 自家用有償旅客運送の種別（減少する場合に限る） | |
| 運送の区域（減少する場合に限る） | |
| 事務所の名称及び位置 | |
| 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数（減少する場合に限る） | |
| 運送しようとする旅客の範囲（減少する場合に限る） | |
| 運転者の変更 | |
| 損害賠償措置・運行管理体制・整備管理体制・苦情処理体制 | |

詳細については、申請時添付資料のうち、登録事項の変更に伴い内容が変更されたものを添付すること。

4. 変更予定期日

平成 年 月 日